



日本の社会制度が食い物にされている疑惑が、また発覚した。会計検査院が、外国人と結婚した日本人や、海外に家族を残して日本で働く外国人の扶養控除の状況について調べたところ、扶養する家族が多いため、控除額が高くなり、所得税がゼロの人が全体の7割近くになっていることが分かったのだ。自民党の片山さつき参院議員「顔写真」が問題点に迫った。「現在の制度では緩すぎます。真面目に税金を払っている人が不信感を持ちかねない。控除対象をヨーロッパ並みに、直

真面目に税金払っている人が不信感を持ちかねない

外国人らの扶養控除制度

7割が所得税ゼロ

系尊属(「自身の父母、祖父母」と実子のみに限定するなど、早急に制度の見直しをすべきです」財務省OBでもある片山氏はこう語る。いち早く、『月刊WILL』(2013年1月号)で問題を指摘していた。扶養控除は、親族を扶養する場合に経済的負担を軽減するものだが、以前から「税金を逃れるために悪用されている」といわれていた。会計検査院が7日に内閣に送付し

片山氏が見直し訴え

た「13年度決算検査報告」で、乱用が疑われる実態が明らかになった。片山氏はまず、「(冒頭の前提者のうち)12年度の扶養控除額が300万円以上と高額で、扶養親族の居住地が確認できた1426人を調べたところ、扶養親族数は国内が1264人で、国外が1万2786人と、何と10倍以上もいたのです。さらに、納税者1人が扶養する親族数は、国内だけの場合は平均5・9人ですが、国外を含むと平均10・2人に跳ね上がり、そのうち57・6%が2親等や3親等の姻族まで含

んでいたのです」と語り、問題はまだある。高額所得者ほど国外扶養親族の人数が多く、控除適用額と推計減税額が高額になっているのだ。片山氏は「所得金額が695万円未満の納税者が申告した国外扶養親族数は平均で8・9人、推計減税額は約20万円ですが、所得金額が1800万円以上の場合、それぞれ14・2人、約222万円でした。結果、国外に扶養親族を抱える68・8%が所得税がゼロになっていった。その中には、所得が900万円以上もあつた人が17人もいたのである」と語る。

高額所得者ほど国外扶養親族多い

税務署では、国外の扶養親族が要件を満たしているかを確認するのは、なかなか困難のようだ。日本は今後、技能実習制を通じて、外国人労働力を受け入れなければならぬが、大丈夫なのか。片山氏は「控除制度の悪用が多発する可能性は否定できません。米国では、子供の扶養控除を認めるには半年以上の同居(ジャーナリスト・安積